

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2019年10月12日

TORANOTEC アクティブジャパン

追加型投信／国内／株式

●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードできるほか、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第384号

<ファンドに関する照会先>

ホームページ <https://www.toranotecasset.com/>

電話番号 03-6432-0782 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**TORANOTEC
ASSET MANAGEMENT**

商品分類および属性区分						
商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
追加型	国内	株式	株式 中小型株	年1回	日本	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「TORANOTECアクティブジャパン」の募集については、発行者であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年10月11日に関東財務局長に提出しており、2019年10月12日にその効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

委託会社の情報

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

設立年月日：1998年7月31日

資本金：5億9,430万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：48億2,769万円

(2019年8月末現在)

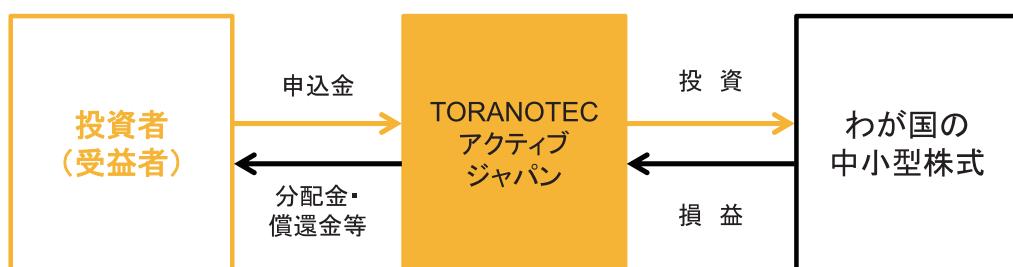
ファンドの目的

わが国の中小型株式を主要投資対象とし、「成長」「割安」「変化」に着目した銘柄選択によって信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 わが国の中小型株を中心に成長性の高い銘柄などに幅広く投資します。

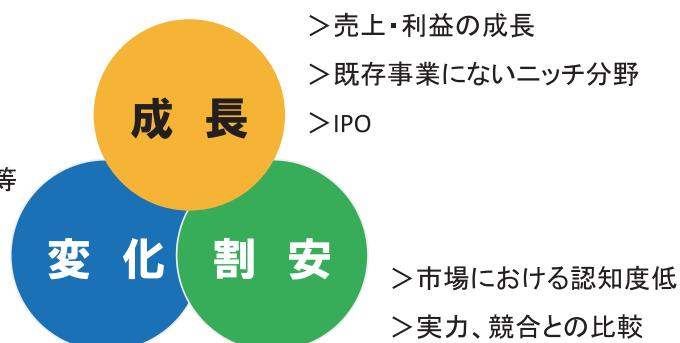
主としてわが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)のうち中小型株式に投資します。



2 中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業を選別します。

ファンドは、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、株価が割安な有望企業や変化する企業など様々なタイプの銘柄をブレンドし、バランス感覚をもって分散投資します。

- >復活・再生、経営の変革
- >事業内容の変化、社長交代等
- >収益モメンタムの変化



3

中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整を行います。

組入銘柄については個別の株価動向を見ながら投資比率の調整(投資比率の引き上げや引き下げなど)を行います。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。

【投資プロセス】

組入れ→ポートフォリオ構築 30～50銘柄前後

企業訪問等、個別企業の情報収集を行い、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断します。※組入銘柄数は運用資産規模によって変動します。



銘柄選定「成長」「割安」「変化」

企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案します。



わが国の中小型株式

JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等

4

数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。

事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

※ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

主な投資制限

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 外貨建資産への投資は行いません。
4. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時(毎年7月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ② 分配金額は、委託会社が、信託財産の成長に資することを目的に、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。
 - ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

より詳細な投資制限については請求目論見書をご覧ください。

投資リスク

«基準価額の変動要因»

ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社以外の販売会社を通じてご購入される場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

①株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式に投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

②金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

④流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

上記のほか「投資信託に関する一般的なリスク」「運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク」があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

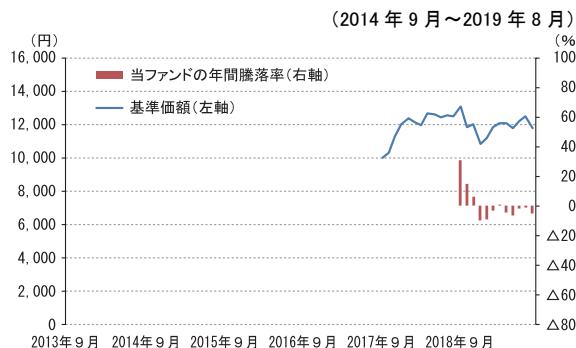
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意事項
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行う場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金額の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、コンプライアンス部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

ご参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

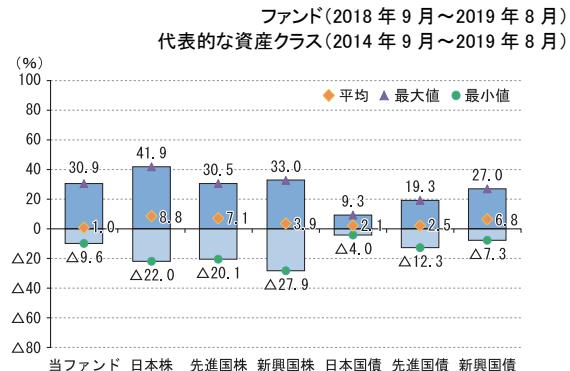


- *分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。
- *グラフ右上の期間の5年間の基準価額の推移を表示したものです。
- *年間騰落率は上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- *当ファンドは運用期間が5年未満のため、設定来の推移を表示しています。

各資産クラスの指標

	東証株価指数（TOPIX）（配当込み） 東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指數値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
日本株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス（円ベース） ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指標で、世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
先進国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス（円ベース） ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指標で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指標の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス（円ベース） FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2014年9月～2019年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てがファンドの投資対象とは限りません。なお、ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

出所:Bloomberg のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問作成

(注) 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績は、表紙に記載の TORANOTEC 投信投資顧問のホームページでご確認いただけます。



手続・手数料等

＜お申込みメモ＞

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	継続申込期間:2019年10月12日から2020年10月12日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 ※販売会社により、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託期間	無期限(平成29年9月29日設定)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。委託会社の判断により、収益分配を行わない場合もあります。) ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、 https://www.toranotecasset.com/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎年7月のファンドの決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は、2019年8月末日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

<ファンドの費用・税金>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	取得申込受付日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、3.30%(税抜 3.00%)の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。		
換金時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年0.88%(税抜0.80%)の率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、信託報酬率の配分は以下のとおりとします。		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年0.4235% (税抜年0.385%)	年0.4235% (税抜年0.385%)	年0.0330% (税抜年0.03%)
	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等		交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後的情報提供
その他の費用 ・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドから支払われます。 (1) 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、弁護士費用、法定提出書類の作成等に要する費用 (委託会社は、かかる諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.1%)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、信託財産中より受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、隨時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。)		
	(2) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、ファンドに関する租税等 (これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。)		

*ファンドの費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

税金											
・税金は表に記載の時期に適用されます。 ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>項目</th><th>税金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分配時</td><td>所得税、復興特別所得税 および地方税</td><td>配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%</td></tr> <tr> <td>換金(解約)時 および償還時</td><td>所得税、復興特別所得税 および地方税</td><td>譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%</td></tr> </tbody> </table>			時期	項目	税金	分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
時期	項目	税金									
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%									
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%									
※上記は、2019年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※法人の場合は上記とは異なります。 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。											

MEMO

TORANOTEC
ASSET MANAGEMENT